㊞

監 査 結 果 報 告 書

宝　監　第　３　２　号
令和６年(2024年)４月１９日

宝塚市長　　山　崎　晴　恵　様

宝塚市監査委員　和　田　和　久
同　　本　田　裕　一
同　　村　松　あんな

令和５年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

特定非営利活動法人和み
特定非営利活動法人共生苑
社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会
アクティオ株式会社
宝塚みらい創造ファクトリー

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第９項の規定に基づき、次のとおり報告します。

なお、監査委員本田裕一は令和６年４月９日付けで選任されており、監査については、和田和久、小川克弘及び村松あんなが執行したことを申し添えます。

特定非営利活動法人和み
特定非営利活動法人共生苑

第１　監査等の種類

財政援助団体監査

第２　監査等の対象

主に令和４年度における下記団体に対する市の財政的援助に係る出納その他の事務の執行

１　特定非営利活動法人和み（以下「和み」という。）

・地域活動支援センター補助金　7,917,000円

・物価高騰等対策障害福祉サービス等継続支援金　50,000円

２　特定非営利活動法人共生苑（以下「共生苑」という。）

・地域活動支援センター補助金　7,507,000円

・物価高騰等対策障害福祉サービス等継続支援金　50,000円

第３　監査等の期間

事務局監査　　令和６年１月１８日から令和６年３月２５日まで

第４　監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、交付した補助金等が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかどうか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第５　監査等の結果

財政的援助に係る出納その他の事務について、おおむね適正に執行されていました。

第６　指摘・意見

指摘・意見すべき事項はありません。

第７　各団体の概要

１　和み

（１）目的及び事業

障碍者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、生活支援及び社会参画促進に関する次の事業を行っています。

ア　障碍者小規模作業所の運営事業

イ　障害者自立支援法に基づく地域活動支援センター事業

ウ　障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業

（２）市との関係

ア　市出資額

該当なし

イ　役員の兼務等

該当なし

２　共生苑

（１）目的及び事業

障碍者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、特定非営利活動に係る次の事業を行っています。

ア　法に基づく障害者地域活動支援センターの運営事業

イ　障碍者に対する健康維持に関する事業

ウ　障碍者、その家族と地域住民との交流事業

（２）市との関係

ア　市出資額

該当なし

イ　役員の兼務等

該当なし

社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会

第１　監査等の種類

財政援助団体監査

第２　監査等の対象

主に令和４年度における社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会（以下「ひょうご障害福祉事業協会」という。）に対する市の財政的援助に係る出納その他の事務の執行

・障害者小規模通所援護事業補助金	6,237,000円
・障害者支援施設レスパイトサービス負担金	1,464,000円
・物価高騰等対策障害福祉サービス等継続支援金	600,000円

第３　監査等の期間

事務局監査　　令和６年１月１８日から令和６年３月２２日まで

監査委員監査　令和６年３月２２日

第４　監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、交付した補助金等が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかどうか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第５　監査等の結果

財政的援助に係る出納その他の事務について、おおむね適正に執行されていました。

なお、第６で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第６　指摘・意見

【意見】

１　障害者小規模通所援護事業補助金について

本市では、在宅の身体障碍者、知的障碍者又は精神障碍者（以下「障碍者」という。）を通わせ、日常生活訓練、軽作業等を継続して行う小規模通所援護事業所（以下「作業所」という。）の適正な運営及び障碍者の自立に寄与することを目的として、作業所を設置し、障碍者にサービスを提供する者に対し、宝塚市地域活動支援センター等事業実施及び補助金交付要綱に基づき経費の一部を補助しています。

令和３年度に県から通知のあった県政改革方針実施計画により、作業所に係る県から市への補助が令和４年度から段階的に４分の１ずつ逓減され、令和７年度以降は補助が廃止されることに伴い、市から作業所への補助についても減額し、令和７年度以降は廃止となります。

令和５年４月２８日付けでひょうご障害福祉事業協会に通知した令和４年度補助金返還通知書（県政改革による補助逓減分）の令和４年度県補助金額 971,000 円と兵庫県福祉部に報告している令和４年度地域活動支援センター基礎的事業及び障害者小規模通所援護事業補助金精算書の県補助金所要額（事業見直し）871,000 円とに相違が生じている理由について所管課に確認したところ、「市から県に提出している令和４年度地域活動支援センター基礎的事業及び障害者小規模通所援護事業実績報告書に基づいて逓減前と逓減後の補助金額をそれぞれ算出し、その差額について返還を求めることになるが、補助金返還通知書の逓減後の補助金額に 871,000 円と記載すべきところを誤って 971,000 円と記載したことによるものである。」旨の説明を受けました。今回の誤りの原因は基本的な確認作業の不徹底によるものであり、補助金額の変更は作業所にも影響が及ぶことから、例えば、補助金返還通知書をＷｏｒｄデータではなく補助金額を算出しているＥｘｃｅｌデータで作成し、極力手入力をなくすよう様式を変更するなど、未然に事務処理ミスを防止する取組が必要であると考えます。なお、返還額の誤りの経緯等については作業所へ説明を行い、本来の返還額との差額である 10 万円については令和６年２月２６日に過年度分の返還金として収納しています。

組織内における事務執行上のチェック体制の周知を再度徹底し、適正な事務の執行に努めてください。

第７　ひょうご障害福祉事業協会の概要

１　目的及び事業

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の事業を行っています。

（１）第一種社会福祉事業

（２）第二種社会福祉事業

（３）公益を目的とする事業

２　市との関係

（１）市出資額

該当なし

（２）役員の兼務等

該当なし

アクティオ株式会社

第１　監査等の種類

公の施設の指定管理者監査

第２　監査等の対象

宝塚市立公民館の指定管理者、アクティオ株式会社（以下「会社」という。）における主に令和４年度の公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行

第３　監査等の期間

事務局監査　　令和６年１月１８日から令和６年３月２５日まで

監査委員監査　令和６年３月２５日

第４　監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、公の施設の指定管理について、施設の管理運営業務が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかどうか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第５　監査等の結果

公の施設の管理運営に係る出納その他の事務について、おおむね適正に執行されていました。

第６　指摘・意見

指摘・意見すべき事項はありません。

第７　指定管理の概要

１　指定管理期間及び指定管理料

（１）指定管理期間

平成３１年４月１日から令和６年３月３１日まで

（２）指定管理料

令和４年度　179,822,000 円

２　指定管理施設の概要

（１）中央公民館

ア　所　在　地　　宝塚市末広町３番５３号

イ　開設年月日　　平成２９年１２月（１期)、平成３１年２月（２期）

ウ　敷 地 面 積　　４，１１８．０㎡

エ　延べ床面積　　２，６０８．０㎡

オ　構　　造　　鉄筋コンクリート造（一部鉄骨）　２階建

（２）東公民館

ア　所　在　地　　宝塚市山本南２丁目５番２号

イ　開設年月日　　昭和６３年６月６日

ウ　敷 地 面 積　　３，７４０．０㎡

エ　延べ床面積　　３，５４５．４㎡（宝塚市立中央図書館山本南分室を含む）

オ　構　　造　　鉄筋コンクリート造　３階建

（３）西公民館

ア　所　在　地　　宝塚市小林２丁目７番３０号

イ　開設年月日　　平成６年４月１１日

ウ　敷 地 面 積　　２，７４０．５３㎡（別に、第２駐車場：５００．００㎡及び第３駐車場：３２４．４５㎡）

エ　延べ床面積　　３，６７６．１６㎡

オ　構　　造　　鉄筋コンクリート造　４階建

３　施設設置の目的

実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置しています。

４　指定管理者が行う業務

（１）宝塚市立公民館設置管理条例第３条に規定する事業を遂行する業務

（２）利用許可に関する業務

（３）利用料金の徴収に関する業務

（４）施設、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務

（５）前各号に掲げるもののほか、公民館の管理に関し教育委員会が必要と認める業務

第８　会社の概要

１　名称等

（１）名称　　アクティオ株式会社

（２）所在地　　東京都目黒区東山１丁目５番４号ＫＤＸ中目黒ビル６階

（３）設立日　　昭和６２年２月２７日

（４）資本金の額　99,000,000 円

２　目的及び事業

会社は、次の事業を営むことを目的としています。

（１）指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託

（２）美術館・博物館等文化施設、公共施設、社会福祉施設等の経営及び管理受託並びに案内、受付、誘導等運営に関する業務

（３）商業施設、レジャー施設等の経営及び管理受託並びに案内、受付、誘導等運営に関する業務

（４）博覧会、展覧会、展示会、見本市、各種会議、行催事、イベント等の調査、企画立案、実施運営、事務局に関する業務

（５）都市計画、都市再開発、緑化工事の設計監理の受託業務

（６）文化、スポーツ等の催事の企画、制作並びにその運営と実施

（７）商品開発及びその販売促進に関する企画と実施

（８）労働者派遣業務

（９）職業紹介事業

(10) 社員教育及び訓練の企画と実施

(11) 印刷物、書籍、出版物の企画サービス並びに販売

(12) 広告代理店業務

(13) 洋品雑貨、服装雑貨、装身具及び日用雑貨の販売

(14) 食品、清涼飲料水、酒類の販売

(15) 飲食店の経営

(16) 旅行業

(17) 旅行業者代理業

(18) 総合警備保障業務

(19) ビルメンテナンス業

(20) 賃貸別荘、貸ビル、旅館、ホテル、その他宿泊施設の経営

(21) 建築物、工作物（看板、煙突及び照明塔）の設計・施工監理の受託業務

(22) 各種コンサルティング及びアドバイザリー業務

(23) 上記各号に附帯関連する一切の業務

3　市との関係

（1）市出資額

該当なし

（2）役員の兼務等

該当なし

宝塚みらい創造ファクトリー

第１　監査等の種類

公の施設の指定管理者監査

第２　監査等の対象

宝塚市立文化芸術センター（以下「センター」という。）及び宝塚文化芸術センター庭園（以下「庭園」という。）の指定管理者、宝塚みらい創造ファクトリーにおける主に令和４年度の公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行

第３　監査等の期間

事務局監査　　令和６年１月１８日から令和６年３月２２日まで

監査委員監査　令和６年３月２２日

第４　監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、公の施設の指定管理について、施設の管理運営業務が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかどうか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第５　監査等の結果

公の施設の管理運営に係る出納その他の事務について、おおむね適正に執行されていました。

なお、第６で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第６　指摘・意見

【意見】

１　大型イベントについて

宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）中、施設運営に関する業務のひとつとして記されているにぎわい創出事業において「センター及び庭園のみならず、隣接する手塚治虫記念館や文化創造館、花のみち・さくら橋公園など一帯を活用した大型イベントを年１回以上開催してください。」とあり、指定管理者に対し大型イベントの実施を求めています。

令和４年度及び令和５年度には、この業務仕様書に該当する大型イベントとして植物展示即売イベントが開催されていました。業務仕様書に記されている、隣接する宝塚市立手塚治虫記念館、宝塚文化創造館、花のみち・さくら橋公園等（以下「隣接文化芸術施設等」という。）の一帯の活用状況について所管課に確認したところ、「会場として位置付けてはいないが、大型イベントの来場者に隣接文化芸術施設等への来場を促すことも活用の一環であると考えている。また、一帯の中には中心市街地エリアも含まれていると考えており、イベント来場者がこのエリアを周遊し、活性化につながることを目的として実施しているものと認識している。」旨の説明を受けましたが、これはイベント開催による副次的な影響に過ぎず、一帯の活用ができているとまでは言えないのではないかと考えます。また、大型イベント実施による効果については、イベント開催中における隣接文化芸術施設等の来館者数の増加状況を分析するなど、客観的かつ合理的な根拠に基づいた検証をしておく必要があります。

そもそも、業務仕様書で求めている隣接文化芸術施設等の一帯の活用は、指定管理者だけでは実現が困難ではないかと考えます。このことについては「文化芸術拠点連携促進協議会において、各文化芸術施設で行う様々な事業の情報共有を行うとともに、連携の取組を推進している。」旨の説明を所管課から受けていますので、隣接文化芸術施設等の一帯の活用、ひいては中心市街地エリアの活性化に向けて、市が中心となって取組を推進していくよう努めてください。

２　市民サポーター及びパートナー会員について

市民サポーターは、センターをより魅力的なものにすることに共感し、施設で行う事業への参画や施設の維持管理活動に協力する人のことであり、指定管理者がその活動をコーディネートしています。パートナー会員は、センターに親しみを感じ、愛着を深め

てもらうとともに、会員相互による新たな交流を図ることを目的とした制度であり、センター主催の展覧会に何度でも入場できるなど、様々な特典を受けることができます。入会は随時可能であり、有効期間は年度末までです。両制度の会員数等の推移は、次表のとおりです。

（単位　人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度
市民サポーター登録数	60	38	29
パートナー会員数	817	666	418

指定管理施設の管理運営について、適切かつ確実なサービスの提供等が確保されているか確認するため、所管課及び指定管理者が施設管理運営事業評価票を作成していますが、令和４年度におけるパートナー会員数の目標値は 2,436 人とされています。パートナー会員数を増やすための取組について所管課に確認したところ、「年度が切り替わる３月から４月にかけて更新手続や新規会員の申込みが多い傾向にあることから、令和６年度は４月に集客が見込める展示会を実施する。」旨の説明を受けました。新規会員の獲得に向けた取組としては一定の効果があると考えられますが、同時に現会員の継続に向けた対策も必要であると考えます。パートナー会員数は年々減少傾向にあり、目標値と大きく乖離していることから、より抜本的な対策を検討してください。

また、令和７年度からは指定管理者が変更になることが予定されています。市民サポーターの組織化やパートナー会員制度の運営は指定事業であり、市民により愛される施設として運営されていくために必要不可欠であると考えますので、現指定管理者及び次期指定管理者と協議の上、現在の会員等の次期指定管理者への引継ぎが確実に行われるよう取り組んでください。

第７　指定管理の概要

１　指定管理期間及び指定管理料

（１）指定管理期間

令和２年４月１日から令和７年３月３１日まで

（２）指定管理料

令和４年度　118,000,000 円

２　指定管理施設の概要

（１）名称　　宝塚市立文化芸術センター

宝塚文化芸術センター庭園

（２）所在地　　宝塚市武庫川町７番６４号

（３）規模　　敷地面積 10，282.54 ㎡

（４）主な施設

ア　センター　敷地面積 2,777.60 ㎡

建築面積 2,132.63 ㎡

延べ床面積 3,110.89 ㎡

（建築物の構造形式　鉄骨造地上２階建）

イ　庭園　　敷地面積 7,504.94 ㎡（駐車場を含む。）

３　施設設置の目的

宝塚市民の文化芸術に関する基本条例（平成２５年条例第４２号）に基づき、文化芸術の振興を図り、もって心豊かな市民生活の向上及び文化の薫り高いまちづくりに寄与するため、新たな文化創造及び市民交流の場として、センターを設置しています。

４　指定管理者が行う業務

センターの設置目的を達成するため、次の事業を行います。

（１）造形芸術を始めとする文化芸術事業の実施に関すること。

（２）市民の文化芸術活動の支援に関すること。

（３）造形芸術を始めとする文化芸術活動のため、施設をその利用に供すること。

（４）文化芸術を通じた関連分野における施策と連携した事業の実施及び市民交流の場の提供に関すること。

（５）文化芸術に関する情報の収集及び提供に関すること。

（６）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業の実施に関すること。

第８　宝塚みらい創造ファクトリーの概要

１　名称

宝塚みらい創造ファクトリー

※当該団体は、次の事業者による共同事業体です。

代表者　株式会社ＧＰＭＯ

構成員　大阪ガスビジネスクリエイト株式会社

構成員　株式会社日比谷アメニス大阪支店

構成員　国際ライフパートナー株式会社

構成員　鹿島建物総合管理株式会社

２　市との関係

（１）市出資額

該当なし

（２）役員の兼務等

該当なし